

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

志賀町社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる助け合いのまちづくりを目的として、平成26年度に「志賀町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

少子高齢化や核家族化が急速に進む中で、単身世帯や高齢者世帯は増加傾向にあり、地域における生活課題も複雑、多様化しています。ごみ出し、買い物や通院のための移動、社会的孤立など、制度の狭間にある課題も顕在化しています。

地域住民が、その地域にある課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、介護、障がい、子育てなどの課題をそれぞれの分野だけではなく、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉関係者、行政などが「丸ごと」つながることで、お互いに協力しながら課題を解決できる仕組みづくりに向けて、本計画を策定するものです。

## 2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、生活課題の解決に取り組む考え方です。

私たちは、家族や親族、近所の人や友人など、地域の中でさまざまな人と関わりを持ちながら暮らしています。また、日常生活を送るうえで、誰もが何らかの課題を抱える可能性や不安をもって暮らしています。

このような課題に対して、まずは個人や家族の努力で対応し（自助）、個人や家族では解決できない課題は住民同士の助け合いで対応（互助）できるような地域づくりが求められています。そして、介護保険のような社会保障制度（共助）、行政による公的な制度やサービス（公助）とも連携して解決に取り組み、誰もが住み慣れた地域で豊かにいきいきと暮らしていけるような仕組みづくりが求められています。

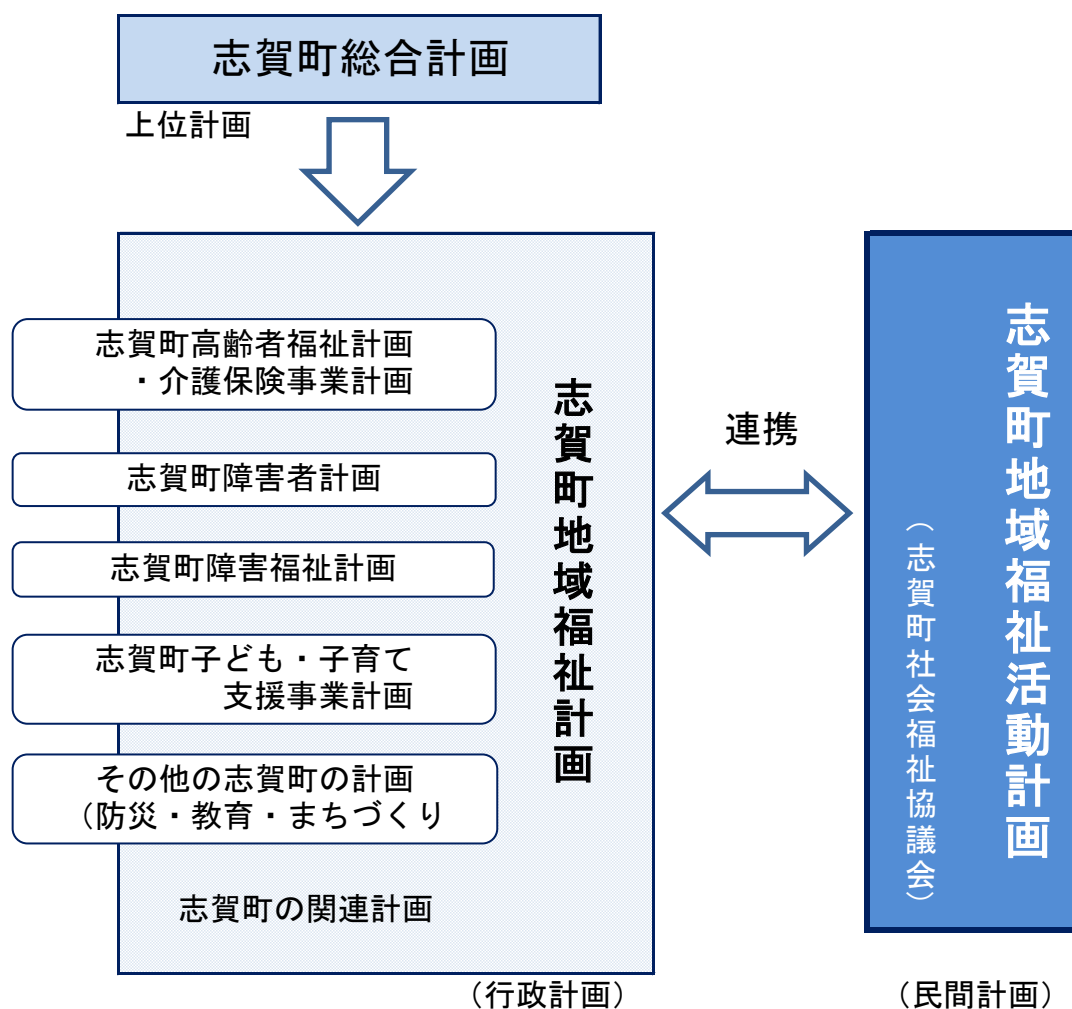
## 3 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や区、民生委員・児童委員、ボランティア、地域福祉活動を行う団体や事業者が協力して、地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画です。

また、志賀町では、社会福祉法第107条に規定された地域福祉を推進するための行政計画として「志賀町地域福祉計画」が策定されています。地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく地域住民の主体的な参加が求められています。そこで、志賀町地域福祉計画と連携協働し、それぞれの立場において担うべき役割を明確にして地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動計画の策定が必要になります。

## 4 計画の位置づけ

「志賀町地域福祉活動計画」は、志賀町が平成29年3月に策定した「第2次志賀町地域福祉計画」との整合性を図りながら、地域住民の主体的な参加を得て、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示すものです。この2つの計画は、ともに地域福祉の推進を目的として策定されるものであり、お互いに連携することが重要です。



## 5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、期間の途中であっても、計画の進捗状況や志賀町地域福祉計画の見直しなどに応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

志賀町が策定した第2次志賀町地域福祉計画においては、基本理念は長期的な理念であり、目指すべき将来像として変わらないことから、第1次計画の基本理念である「地域の絆とふれあいを育み 誰もが安全で安心して暮らせるやすらぎのまち」を継続していくものとしております。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、お互いに連携して、住民の“自助”力を高め、“互助”の関係を築くとともに、地域住民、事業所、関係機関や団体、行政等の協働により、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指していくものです。

そこで、第2次志賀町地域福祉活動計画においても、第1次計画の基本理念である『**みんながふれあい 安心して暮らせる 助け合いのまち**』を継続していくものとします。

### 2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、次のように3つの基本目標を設定します。

#### 【基本目標1】 人づくり

隣近所や地域とのつながりを大切にし、住民がお互いに助け合うために、福祉教育を通して福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動や地域での活動の積極的な参加を推進します。

#### 【基本目標2】 地域づくり

住民がお互いに助け合う地域づくりのために、地域、事業者、関係機関や各種団体などの連携を深め、日頃の支え合いを推進するとともに災害時の支援体制の構築や子育て支援の充実を図ります。

#### 【基本目標3】 相談・支援づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、情報提供体制を充実し、気軽に相談できる仕組みや関係機関の連携強化に努めます。社会福祉協議会は、効果的に地域福祉が推進されるよう機能強化に努めます。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

みんながふれあい 安心して暮らせる 助け合いのまち

#### 基本目標

#### 基本項目

#### 実施項目

基本目標	基本項目	実施項目
1 人づくり	①住民の福祉意識の高揚	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉意識の高揚の推進</li> <li>2. 児童・生徒の福祉教育の充実</li> <li>3. 広報・啓発の推進</li> </ol>
	②ボランティア活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ボランティア団体の活動支援</li> <li>2. ボランティア養成講座の実施</li> <li>3. ボランティアリーダーの養成・支援</li> <li>4. 志っ張りサポート隊の養成</li> <li>5. ボランティアのニーズ把握と情報提供</li> </ol>
2 地域づくり	③地域ネットワークづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区を中心としたネットワークの構築</li> <li>2. 隣近所のできる見守りや支援の推進</li> <li>3. 事業者の協力による見守り支援体制の構築</li> </ol>
	④災害時の支援体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自主防災組織などによる避難訓練への参加</li> <li>2. 住民同士の安否確認や避難支援体制の構築</li> <li>3. 災害発生後の生活支援</li> </ol>
	⑤子育て支援体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童虐待の防止</li> <li>2. 児童委員の活動内容の周知</li> <li>3. 学校と関係機関の連携強化</li> </ol>
	⑥地域福祉活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. そくさい会の充実</li> <li>2. 地域福祉推進チームの支援</li> <li>3. サロン活動や交流活動の支援</li> <li>4. 世代間交流の推進</li> <li>5. 地域行事への参加促進</li> </ol>
3 相談・支援づくり	⑦気軽に相談できる窓口づくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民生委員・児童委員の活動内容の周知</li> <li>2. 地域の相談窓口の設置</li> <li>3. 総合相談所の窓口機能の充実</li> <li>4. 相談員研修の推進</li> </ol>
	⑧関係機関の連携強化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健・医療・福祉関係機関の連携強化</li> <li>2. 地域包括支援センターとの連携強化</li> </ol>
	⑨社会福祉協議会の機能強化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報誌「しかふくし」やホームページの充実</li> <li>2. 福祉ニーズの把握と社会福祉協議会の役割の明確化</li> <li>3. 専門性を高めるための人材育成</li> </ol>

## 第3章 施策の展開

この章では、第2章の計画の体系で示した実施項目について、各項目を実施する担い手や取り組みの具体的な内容を示します。

担 い 手	住 民	：地域住民
	地 域 組 織	：区、公民館、各種団体等
	福祉関係者・団体	：民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体等
	事 業 者	：サービス事業者、町内企業
	役 場	：志賀町役場
社 協	：社会福祉協議会	

### 【基本目標1】 人づくり

人は誰でも周りの人々に支えられながら生活しています。隣近所や地域とのつながりを大切にし、住民がお互いに助け合うことができるように、福祉教育を通して福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動や地域での活動の積極的な参加を推進します。

#### 基本項目① 住民の福祉意識の高揚

住民がお互いに助け合う関係をつくるためには、住民の福祉意識の高揚が大切です。地域住民はもちろん、学校などにおいて福祉体験講座などの福祉教育を行い、地域において社会的包摂に向けた福祉意識の高揚を推進します。

取り組み	内 容	担い手
1. 福祉意識の高揚	地域において、福祉体験講座、ボランティア体験、高齢者や障がいのある人、子どもとの交流事業を実施して、福祉意識の高揚を図ります。 また、社会福祉大会などにおける講演や研修を通じて、福祉教育の充実を図ります。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
2. 児童・生徒の福祉教育の充実	小中学校や高校で、「出前ぼらんていあ」や福祉関係団体との交流会を実施して、福祉教育の充実を図ります。また、ボランティア協力校や福祉協力校の指定により、ボランティアや地域福祉活動への取り組みを通じて福祉教育を推進します。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
3. 広報・啓発の推進	役場の広報「しか」や社会福祉協議会の広報誌「しからくし」、ホームページなどを通じて、地域福祉に関する広報・啓発を推進します。	役 場 社 協

## 基本項目②

## ボランティア活動の推進

誰でも自発的にボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進します。  
 ボランティアニーズの把握とボランティアに関する情報提供を行うボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティア養成講座の開催、ボランティアリーダーや志っ祭りサポート隊の養成など、人材育成を推進します。

取り組み	内 容	担 手
1. ボランティア団体の活動支援	ボランティア団体が、相互に連携しながら継続的に活動できるように、ボランティア連絡協議会への支援を推進します。また、情報提供や広報誌「しからくし」による活動紹介を行うなど、活動支援の充実を図ります。	役社 場協
2. ボランティア養成講座の実施	傾聴ボランティアや災害ボランティアなどの養成講座を開催し、ボランティアの必要性や意義について理解を深め、ボランティア活動への参加を促進します。	役社 場協
3. ボランティアリーダーの養成・支援	ボランティア活動への取り組み方法、グループの育成及び運営の方法などの習得を目的とした研修会や講習会を開催し、ボランティアリーダーの養成に努めます。	役社 場協
4. 志っ祭りサポート隊の養成	高齢者宅のごみの分別、ごみ出し、灯油入れ、電球の交換など、近所宅の簡単な手伝いを行う志っ祭りサポート隊の養成を推進します。	役社 場協
5. ボランティアのニーズ把握と情報提供	ボランティアセンターにおいて、ボランティアニーズの把握に努めるとともに、ホームページ等を通して情報提供を行うなど、コーディネート機能の充実を図ります。	役社 場協



## 【基本目標2】 地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、公的サービスでは対応できない課題について、住民がお互いに助け合う関係が求められています。

区や各種団体、福祉関係者などの連携による日常的な見守り活動を推進します。住民が抱える課題に対して、地域で解決できるように日頃の支え合いを推進するとともに、災害時においても住民同士の安否確認や避難支援ができる体制づくりを推進します。

### 基本項目③ 地域ネットワークづくりの推進

住民がお互いに助け合う地域づくりのためには、区や各種団体などが連携して地域ぐるみで取り組むことが重要です。

そこで、区を中心とした地域ネットワークの構築を推進するとともに、地元事業者と協力して地域の見守りを推進します。

取り組み	内 容	担い手
1. 区を中心としたネットワークの構築	区と民生委員・児童委員、老人福祉員などが連携し、情報を共有して要援護者の把握に努めます。また、老人クラブや女性団体、青・壮年団などの各種団体やボランティアなどと広く連携したネットワークづくりを推進します。日頃の交流を通して、世代を超えた住民同士のふれあいを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体
2. 隣近所のできる見守りや支援の推進	隣近所における日頃の見守りやちょっとした声かけによる安否確認を推進します。住民が抱える課題を地域で共有し、ゴミ出しや電球の取替えなど、日常生活上の課題に対しては地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。	住 民 福祉関係者・団体 地域組織
3. 事業者の協力による見守り支援体制の構築	郵便局や新聞配達、牛乳配達、電気・水道の検針員といった住民の生活に身近な事業者と協力して、一人暮らしや高齢者世帯などの見守り体制の強化を図り、異変を感じた場合は、役場や社会福祉協議会などへ連絡できるような体制づくりに努めます。	住 民 福祉関係者・団体 事 業 者 役 場 社 協

## 基本項目④

## 災害時の支援体制の構築

近年、国内では豪雨や台風などによる大規模な自然災害が頻発し、災害発生時の対応について住民の関心が高くなっています。一方で、避難方法や支援体制について、不安を感じている人も多いと思われます。災害発生時の対応は、行政を中心に区や消防団、民生委員・児童委員など幅広い関係者の連携が重要になります。

自主防災組織などが地域で行う避難訓練への積極的な参加を促進するとともに、災害発生時において、住民同士の安否確認や避難支援ができる体制づくりを推進します。

取り組み	内 容	担い手
1. 自主防災組織などによる避難訓練への参加	地域における避難訓練への積極的な参加を促し、災害発生時の避難方法や避難ルートなどを住民自身が把握して、自分の身は自分で守る自助力の向上及び避難や支援における課題を住民が共有して、災害に備える取り組みを推進します。	住 民 地域組織
2. 住民同士の安否確認や避難支援体制の構築	災害発生時において、地域で隣近所の安否確認や避難支援ができる体制づくりを推進します。高齢者や障がいのある人など要支援者に対しては、役場が作成した避難行動要支援者名簿を活用して、迅速な避難支援ができるように努めます。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 役 場 社 協
3. 災害発生後の生活支援	災害発生後に、避難所や仮設住宅に避難した人や在宅生活を続ける要支援者に対して、役場をはじめ関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会などが連携して定期的な安否確認、必要とするサービス提供の維持、心身両面の支援ができる体制づくりを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 事 業 者 役 場 社 協



## 基本項目⑤

## 子育て支援体制の充実

少子化・核家族化など家族形態の変化に伴い、子育てに関する不安や悩みを抱える人がいて、児童虐待に至るケースが懸念されます。

そこで、児童委員・主任児童委員の活動内容を周知して、身近な相談窓口となるとともに情報提供を行うことで、子育てに関する不安や悩みの解消に努めます。また、学校・児童委員・社会福祉協議会の連携を強化し、子育て支援の充実に努めます。

取り組み	内 容	担い手
1. 児童虐待の防止	関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークの機能強化を図り、児童虐待の予防及び早期発見に向けて、地域全体で見守る体制づくりを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 事 業 者 役 場 社 協
2. 児童委員の活動内容の周知	児童委員・主任児童委員の役割や活動内容を周知して、身近な相談相手として適切な助言ができるよう支援します。子育て世帯への訪問を通じて状況の把握に努め、子育てに関する不安や悩みの早期解消を図ります。	福祉関係者・団体 役 場 社 協
3. 学校と関係機関の連携強化	学校や保育園と児童委員・主任児童委員が、懇談会などを通じて連携の強化に努めます。また、社会福祉協議会が個人情報などを踏まえ、仲介・調整機関として積極的な支援や情報提供を行うことで、学校と家庭との両面から子育て支援を推進します。	住 民 福祉関係者・団体 社 協

## 基本項目⑥

## 地域福祉活動の推進

地域の住民が主体的に実施・運営するサロン活動やボランティア活動を推進します。また、地域の人々が気軽に集える場所づくりや、地域の人々の交流活動を推進します。住民同士のふれあいを深めるため、世代間交流や地域行事への参加を促進します。

取り組み	内 容	担い手
1. そくさい会の充実	小地域で実施される「そくさい会」の活動を支援し、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を図るとともに、ボランティア活動の場や世代間交流の場としての活動を推進します。また、未実施の地区については、実施に向けて積極的な支援に努めます。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
2. 地域福祉推進チームの支援	民生委員・児童委員を中心に、老人福祉員、保健推進員、老人保健ビジター、食生活改善推進協議会などが連携して、地域の高齢者に対して各種サービスの提供を行う地域福祉推進チームの活動を支援します。	住 民 福祉関係者・団体 社 協
3. サロン活動や交流活動の支援	高齢者、障がいのある人、幼児や児童などとの交流やふれあいを推進するため、地域の人たちが気軽に集える場所づくりや、地域で独自に取り組んでいる交流活動を支援します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体 社 場 社 協
4. 世代間交流の推進	園児や児童・生徒、青・壮年団、老人クラブなどの交流事業や、地域の祭りや公民館行事への積極的な参加を推進します。世代を超えた交流を行うことで、お互いに顔の分かる地域のふれあいづくりを促進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体
5. 地域行事への参加促進	公民館や各種団体が実施している事業を広く周知して、より多くの住民が地域での活動に参加できるように呼びかけます。参加しない人に対しては、友人・知人などが声かけをして一緒に参加するなど、参加しやすい環境づくりを推進します。	住 民 地域組織 福祉関係者・団体

## 【基本目標3】 相談・支援づくり

誰もが地域において安心して生活できるよう、情報提供体制を充実し、気軽に相談できる仕組みや関係機関の連携強化に努めます。

### 基本項目⑦ 気軽に相談できる窓口づくり

日常生活を送るうえで、誰もが何らかの不安や困りごとを抱えることがあります。気軽に相談できる相手がいれば、地域の中で安心して暮らしていくことができます。

そこで、民生委員・児童委員の活動内容を周知して、身近な相談相手として迅速に課題を把握できる体制を推進します。また、総合相談所などの窓口機能の充実を図るとともに、相談員研修を実施して適切な助言ができるように努めます。

取り組み	内 容	担い手
1. 民生委員・児童委員の活動内容の周知	民生委員・児童委員の役割や活動内容を周知して、住民にとって身近な相談相手として適切な助言ができるよう支援します。住民に対して福祉サービスに関する情報提供や、役場や関係機関との連絡調整を行うことで、課題の早期解決を図ります。	福祉関係者・団体 役 場 社 協
2. 地域の相談窓口の設置	民生委員・児童委員をはじめ、区などの小地域で相談を受け付けて、関係機関へつなぐ役割を担う人や場所づくりを推進します。住民に身近で相談しやすい窓口を置くことで、地域の課題の早期発見・早期解決を図ります。	地域組織 福祉関係者・団体 社 協
3. 総合相談所の窓口機能の充実	総合相談所の周知や障がい者福祉相談、ひとり親家庭相談など各種の相談窓口との連携を図り、適切な指導及び支援または専門機関へつなぐことができるよう、窓口機能の充実を図ります。	役 場 社 協
4. 相談員研修の推進	総合相談員や相談受付の担い手となる人の資質向上を図り、適切な対応と助言ができるよう、相談員を対象とした研修を推進します。	社 協

## 基本項目⑧

### 関係機関の連携強化

地域で安心して生活していくためには、保健・医療・福祉の各サービスを適切に利用できることがとても重要です。

そこで、関係機関が連携して迅速なサービス提供を図るとともに、地域包括支援センターとの連携により総合的なサービス提供を図ります。

取り組み	内 容	担い手
1. 保健・医療・福祉関係機関の連携強化	保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、情報交換を密にしながら、より良いサービスの提供や迅速なサービスの提供を推進するとともに、要支援者に対して適切なサービスが提供されるよう努めます。	事業者 場協 社 協
2. 地域包括支援センターとの連携強化	高齢者の介護・福祉・健康・医療などを総合的に支えるための活動をしている地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者が抱える様々な問題の解決に向けて協力して取り組みます。併せて、関係機関との連携により、きめ細かい、切れ目のないサービスの提供を推進します。	福祉関係者・団体 事業者 場協 社 協

## 基本項目⑨

## 社会福祉協議会の機能強化

広報誌やホームページを通じて、社会福祉協議会の活動を広く住民に周知するとともに、福祉に関する情報の提供に努めます。

役場をはじめ、地域住民や様々な関係機関との連携・協働により、住民の福祉ニーズに合わせた効果的な事業を実施していくために、人材育成や資質向上など組織体制の強化を図ります。

取り組み	内 容	担い手
1. 広報誌「しかふくし」やホームページの充実	広報誌「しかふくし」やホームページを通じて、社会福祉協議会の活動内容の周知や福祉に関する情報を提供することで、地域福祉への住民参加を促進します。	社 協
2. 福祉ニーズの把握と社会福祉協議会の役割の明確化	アンケートや各種団体との連携を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めます。地域住民や役場、関係機関と連携しながら社会福祉協議会が担う役割を明確にして、住民参加を推進しながら住民のニーズに合わせた事業や効果的な事業の展開を図ります。	社 協
3. 専門性を高めるための人材育成	より高度な社会福祉を推進していくため、専門性の高い人材の育成や継続的な研修の実施など、福祉の人材育成と資質向上を図ります。	社 協